

2022年11月 9日

法務大臣 葉梨 康弘 殿

〒453-0014

名古屋市中村区則武一丁目10番6号

側島ノリタケビル2階

弁護士法人名古屋法律事務所

東海労働弁護団幹事長 樽 井 直 樹

電話 052-451-7746 FAX 052-451-7749

## 書類送付のご案内

拝啓 お世話になります。

東海労働弁護団は、愛知、岐阜、三重の東海3県において労働者の権利を擁護するため活動している弁護士によって構成されている法律家団体です。

東海労働弁護団は、本年10月22日に開催された第63回総会において、国指定代理人が弁論準備手続を秘密裏に録音していた事態が発覚したことに対して抗議する決議を採択しましたので、本決議を法務大臣及び防衛大臣に対して送付するものです。

敬 具

### 添付書類

- 国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に抗議する : 1枚

以 上

## 国指定代理人による弁論準備手続の秘密録音に抗議する

2022年10月22日  
東海労働弁護団第63回総会

2022年10月11日、横浜地方裁判所横須賀支部で開かれた在日米軍基地で就労していた労働者による地位確認等請求事件の弁論準備手続において、被告国（日本）の指定代理人である防衛省職員が同手続を秘密録音していた上、被告側が退席し、法廷内に裁判官・書記官・原告（労働者）訴訟代理人弁護士のみが残った後にも、録音機を作動させていたという事実が明らかになった。裁判所が録音機に残っている音声データを確認したところ、当該期日のみならず、同事件の7月以降に行われた期日を録音したデータが発見されたということであり、国（日本）の指定代理人が継続的に弁論準備手続を秘密録音していたことが判明した。

裁判長の許可を得ずに録音するということは、民事訴訟規則77条に違反する違法行為である。このような違法行為を国（日本）の指定代理人が行ったこと自体、行政が司法手続を蔑ろにしたものであり、法治国家にあるまじき振る舞いである。しかも、被告側が退席していることを前提に、裁判官と原告（労働者）訴訟代理人の間で和解に向けた話し合い、すなわち原告側が被告には知られたくない内情などを裁判所に説明している可能性のある内容を「盗聴」したことは、訴訟当事者間の信義誠実のルールに背き、卑怯かつ不正な手段を用いて国にとって有利な結果を得ようとするものであり、断じて許すことはできない。

国（日本）の指定代理人の上記期日における弁明によれば、録音データは内部の打合せに用いていたとのことであり、少なくとも上記事件に関与する国（日本）の関係者は同事件の期日を継続して秘密録音されていたことを認識していたと強く推測され、組織的な行為であると疑わせるものもある。このことは、国（日本）を当事者とする訴訟において、かかる行為がほかにも行われていたのではないかという疑惑を抱かせるものである。

東海労働弁護団は、国（日本）のかかる行為を厳しく糾弾するとともに、国（日本）に対し、本件のみならず他の訴訟事件についても類似行為の有無を厳正に調査するとともに本件関係者に対して適正な処分を行うことを強く求める。

以上